

障がい者(児)の福祉サービス

障害者手帳が交付されると、障害等級等に応じて各種手当、医療制度、福祉サービスを受給・ご利用いただけます。

◎障害者手帳一覧 (図 福祉課 障がい福祉係 ☎95-0118)

担当	手帳種別	対象者	申請書類
へ福祉課	身体障害者手帳	肢体・体幹、視覚、聴覚、言語・そしゃく、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫に障がいのある人	・診断書（様式は市ホームページおよび福祉課にあります。） ・写真（横3cm縦4cm、上半身、脱帽） ・マイナンバーが分かるもの
	療育手帳	知的障がいのある人（IQが75以下の人）	・写真（横3cm縦4cm、上半身、脱帽） ・マイナンバーが分かるもの
	精神障害者保健福祉手帳	統合失調症、躁うつ病、てんかん、高次脳機能障害等の精神疾患や、アスペルガー症候群等の発達障がいにより生活に制限を受ける人	・診断書（様式は市ホームページおよび福祉課にあります。）または障害年金年金証書、支払通知書 ・写真（横3cm縦4cm、上半身、脱帽）（任意） ・マイナンバーが分かるもの



◎市役所で手続きできる障がい者(児)福祉制度 (図 福祉課 障がい福祉係 ☎95-0118)

担当	サービス名	サービスの内容	対象者	備考
へ福祉課	障害者福祉タクシー券の交付	●基本交付…料金利用券を1か月につき3枚（年間最大36枚）交付。 ●追加交付…医療機関に週2回以上通院する人、福祉車両のみ利用する人は、1か月につき3枚追加交付。	市内に住所を有する身体1～3級、療育A・B判定、精神1・2級の手帳所持者（自動車税または軽自動車税（種別割）の減免を受けている人は除く。）	申請に必要な物…身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ●高齢者外出支援サービス利用券の交付を受けている人は除く。
	有料道路通行料金割引	障がい者が自動車を運転する場合や介護者が運転する自動車に重度障がい者が同乗する場合は、有料道路の通行料金が半額になります。 （車検証の所有者氏名が個人名義の場合に限る。ただし、割賦購入または長期リースの場合は契約書持参で受付可。）	①障がい者本人が運転する場合 …すべての身体障がい者 ②介護者が運転し、障がい者が同乗する場合 …障がい者（身体・知的）のうち、手帳に記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が第1種の人	申請に必要な物… ①ETCを利用しない場合 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・自動車検査証（車検証） ・運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ） ②ETCを利用する場合、①に加えて、 ・ETCカード（原則障がい者本人名義） ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの
	駅前駐車場プリペイドカード交付	駅前駐車場プリペイドカード（1,100円券）2枚交付。 ※前回の交付日から1年経過した日の属する月内の届出は可能。	市内に住所を有する障がい者（身体、知的、精神）で、自動車税、軽自動車税（種別割）の減免を受けている人	申請に必要な物…身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
	NHK受信料の免除	NHKへ免除申請書（福祉事務所長の証明が必要）を提出した月から受信料が全額または半額免除されます。	①全額免除…障がい者（身体・知的・精神）のいる市民税非課税世帯 ②半額免除…世帯主が契約者であって、視覚・聴覚障がい者、重度の身体・知的・精神障がい者または重度の戦傷病者	申請に必要な物…印鑑、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
	日常生活用具・補装具の購入・修理費の支給	スローマ用具、紙おむつ、たん吸引器、補聴器、車椅子、義足等の福祉用具の購入費、修理費を支給します。	身体障がい者（児）、戦傷病者、難病患者 ※所得制限有	●原則1割の自己負担があります（非課税世帯は免除されます。） ●購入、修理前の事前申請が必要
	手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚障がい者で手話等を会話の手段としている人に対し、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	①聴覚障がい者 ②教育、保育機関、ボランティア団体、その他公共的団体	申請…1週間前までに申請書を提出 ●費用…無料 ●市役所での用事、病院受診、子どもの入学式、講演会等で利用できます。
	障害福祉サービス	ホームヘルプや通院介助、施設利用（施設入所、短期入所、通所など）等のサービス利用費を支給します。	障がい者（児）（身体・知的・精神）、自立支援医療費（精神通院）受給者、発達障害の診断を受けた人、難病患者等	●原則1割の自己負担があります。（非課税世帯は免除されます。） ●事前の調査、審査等が必要です。
	障害児通所支援事業	18歳未満の児童の通所サービス利用費を支給します。		
	地域生活支援事業	外出の支援を行う移動支援や、日中における施設での一時預かりを行う日中一時支援などのサービス利用費を支給します。		



◎市役所で手続きできる障がい者(児)福祉制度(つづき)

担当	サービス名	サービスの内容	対象者	備 考
へ福祉課	相 談 支 援	福祉サービスの利用、生活全般等について、専門の相談員が相談に乗ります。	障がい者等で相談を希望する人	●実施事業所…知立市障害者基幹相談支援センター（福祉の里ハツ田内） ☎82-8833 相談支援センターけやき ☎83-8505
	地域活動支援センター事業	デイサービス講座 (パソコン、パッチワーク、太極拳、笑ヨガ等)	身体、知的、精神手帳所持者	●実施施設…福祉の里ハツ田 ☎82-8833
	身体障害者福祉センター事業	センター講座 (椅子ヨガ、アロマ、カラーリング、ボッチャ等)	身体、知的、精神手帳所持者とその介護者	●実施施設…身体障害者福祉センター ☎55-1804
	緊急通報装置の設置	一人暮らしの身体障がい者が病気等緊急に連絡をしたいとき、ボタンを押すだけで関係者に通報できる装置を設置します。	一人暮らしの身体障がい者、身体障がい者のみの世帯	●費用無料 ※携帯電話でも対応可
	宅配給食サービス	自宅へ週7回まで昼食または夕食（通常食・おかゆ食・刻み食・糖尿病等の治療食）を届けるのに併せ安否確認を行います。	身体1～3級、療育A・B判定、精神1・2級の手帳所持者、難病患者、高次脳機能障害者のみの世帯	●費用…1食あたり300円 ●心身の状態等の調査(アセスメント)を受け必要と認められた人に限る
	訪問入浴サービス	自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な重度の障がい者に、移動入浴車を派遣して入浴サービスを提供します。	身体1・2級に該当する体幹機能障害を有し、起立困難な人	●費用無料 ●月4回
	身体障がい者用自動車改造費の補助	運転免許の条件が付された身体障がい者が操向装置等の改造に要する経費を補助します。	身体障がい者で、自ら所有し運転する自動車の操向装置等の改造が必要な人	●補助限度額…10万円（所得制限有） ●改造前の申請が必要 ●前回の助成から5年経過が必要
安心安全課	いまどことね	障がい者が徘徊により行方不明となった場合に、いまどことねとサポーター（登録制）や関係機関にメールを配信し、情報提供の協力をお願いするものです。 ※希望者は個人賠償責任保険に加入できます。	①徘徊のおそれのある障がい者(知的・精神) ②その他市長が特に必要と認めた人	申請に必要な物…印鑑、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ●費用…無料(ただし、メール送受信や登録用ホームページへのアクセスに要する通信費は登録者負担)
	家具転倒防止取付事業	寝室のタンスや家具を固定する器具を取り付けます。	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級手帳所持者	●費用…設置費用は無料 ●施工は市が指定した業者が行います。 安心安全課 ☎95-0160
へまちづくり課	ミニバスの乗車料金の除	障がい者がミニバスを利用した場合、乗車料金が無料になります。	障がい者（身体・知的・精神）とその付添人1人	降車時に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の提示が必要 マイナポータル連携された「ミライロID」に限り上記手帳の代替としてご利用いただけます。 まちづくり課 ☎95-0158

◎他の団体で手続きする障がい者(児)福祉制度（ 図 各団体）

サービス名	サービスの内容	対象者	備 考
障 害 年 金	支給要件を満たす20歳以上65歳未満の身体・知的・精神障がい者に、年金が支給されます。（老齢基礎年金の未請求者に限る）	初診日時点で年金加入要件、納付要件を満たしており、認定日時点の障がい程度が一定以上と認められる人	国民年金…市役所国保医療課 ☎95-0123 厚生年金…刈谷年金事務所 ☎21-2110
税の障害者控除	所得税、相続税、住民税（市県民税）の障害者控除が受けられる場合があります。	①障がい者本人（相続税は85歳未満の法定相続人） ②控除対象配偶者、扶養親族が障がい者である場合（所得税、住民税のみ）	所得税、相続税…刈谷税務署 ☎21-6211 住民税…市役所税務課 ☎95-0116
自動車税、軽自動車税（種別割）の減免等	障害等級に応じ、自動車税、軽自動車税（種別割）、（軽）自動車（環境性能割）税の減免が受けられる場合があります。	①障がい者本人 ②精神障がい者または知的障がい者または18歳未満の障がい者の場合はその人と生計を一にする人 （詳細は各団体へお尋ねください。）	自動車税（種別割）…西三河県税事務所 ☎0564-27-2712 （軽）自動車（環境性能割）税…名古屋東部県税事務所 ☎052-953-7865 軽自動車税（種別割）…市役所税務課 ☎95-0116



福祉手当支給、福祉医療費助成制度などのあらまし

福祉の増進を図るため各種の手当の支給や医療費の助成などの制度があります。概要は次のとおりです。
 受給資格があっても、申請の手続きをしないと手当の支給や医療費の助成などが受けられません。
 ※制度の内容・手続きなど詳細は各担当課までお問合せください。

福祉関係医療一覧

(医療費は保険診療分に限りです)

種 類	対象となる人	助成の内容と手続き	申請に必要な物
■ 国保医療課 医療係 ☎95-0151			
子 ども 医 療	①中学校3年生までの子ども ②高校生世代(18歳到達年度末まで)の入院費	医療費の自己負担分の全額を助成 ○県内の医療機関…被保険者証に、各医療制度の受給者証を添えて、窓口へ提出 ○県外の医療機関及び高校生世代の入院費…医療費の自己負担分は医療機関の窓口で支払い、領収書を添えて市へ還付請求 (注)…助成される医療費は自立支援医療(精神通院)で指定した医療機関等にかかるものに限ります。	① (中学校3年生までの子ども)
母子家庭等医療	①母子家庭または父子家庭で、18歳到達年度末までの児童とその父または母 ②18歳到達年度末の児童がいる、父または母に障がい(身障1～2級程度)がある場合 ③父母のいない18歳到達年度末の児童		①⑪
後 期 高 齢 者 福 祉 医 療	後期高齢者医療被保険者で、次のいずれかに該当する人 ①障害者、精神障害者医療、母子家庭等医療の受給資格要件に該当する人 ②市民税の非課税世帯(税法上等の扶養されていない人)で3か月以上のねたきりか認知症の人またはひとり暮らしの人 ③感染予防法、精神保健福祉法による措置入院等をしている人 ④戦傷病者手帳を所持している人		②⑪⑫ (これに加え、個々の場合に 応じ③～⑨が必要)
障 害 者 医 療	①身障1～3級、4級の腎臓機能障害および4～6級の進行性筋萎縮症の人 ②療育手帳A・B判定の人 ③自閉症状群と診断された人		①③④⑥
精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳1・2級の人		①⑤
	自立支援医療受給者証(精神通院)を交付されている人(注)		①⑫
	精神保健福祉法第5条該当者で精神病治療のため入院する人	医療費の自己負担分の1/2を助成。 ○申請についてご案内しますので、入院予定または緊急入院となった時点で、国保医療課にご連絡ください。	①⑦
未熟児養育医療	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院による養育が必要と医師が判断した乳児	指定医療機関での入院治療に対する、医療費の自己負担分(ミルク代を含む)申請についてご案内しますので、未熟児養育医療の対象と判明した時点で国保医療課にご連絡ください。	①⑩⑪
■ 福祉課 障がい福祉係 ☎95-0118			
自立支援医療 (更生医療)	身体障がい者または身体障害者手帳同時申請者で、人工透析、心臓手術、人工関節手術、肝臓移植等、確実な治療効果が見込まれる医療を必要とする人	医療費自己負担分が原則1割になります。障害者医療対象の人は、併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要です。	①②③⑧ ⑪⑫
自立支援医療 (育成医療)	身体の障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる満18歳未満の児童(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む)	医療費自己負担分が原則1割になります。障害者医療対象の人は、併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要です。	①②⑧⑪
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患の通院治療を必要とする人	医療機関、薬局等を一箇所ずつ指定し、その医療機関等にかかる医療費自己負担分が原則1割になります。精神障害者医療と併せて医療費の自己負担分の全額を助成。 ○事前に福祉課への申請が必要です。	①②⑧ ⑪⑫

申請に必要なもの

- ①健康保険証 ②後期高齢者医療被保険者証 ③身体障害者手帳 ④療育手帳
 ⑤精神障害者保健福祉手帳 ⑥自閉症群と診断された場合は診断書 ⑦精神科医師の診断書
 ⑧診断書・意見書(様式は市ホームページおよび福祉課にあります) ⑨戦傷病者手帳 ⑩養育医療意見書
 ⑪マイナンバーがわかるもの ⑫その他関係書類



福祉手当一覧

対象	種 類	対象となる人	手当の額	支給日 (土・日曜日、祝日の場合は 前銀行営業日に支給)	申請に 必要な物
■ 子ども課 児童家庭係 ☎95-0120					
子ども・母子・父子家庭等	児 童 手 当 (国 の 制 度)	中学校卒業まで(15歳到達年度末まで)の児童を監護養育している人(所得制限・上限有)	3歳未満 月額15,000円 3歳以上 月額10,000円 (第3子以降は小学校修了前まで月額15,000円) 特例給付(所得が制限限度額以上の人) 月額5,000円 令和4年10月支給分より所得が上限限度額以上の人には、児童手当・特例給付は支給されません。	6月・10月・2月の10日	②④⑥⑨
	遺 児 手 当 (県・市の制度) 児 童 扶 養 手 当 (国 の 制 度)	父または母が離婚などでいないか、父または母が一定以上の障がい状態にあり、児童(18歳到達年度末まで)を監護養育している人(国・県は所得制限有)	遺児1人につき (県) 月額4,350円(4年目以降半額) (市) 月額2,400円 (国) 児童1人 月額10,160円～43,070円 ※所得により手当額が異なります。 (児童数により加算あり)	5月・7月・9月・11月・1月・3月 (国・市) 11日 (県) 25日	①②③④ ⑤⑥⑨
■ 福祉課 障がい福祉係 ☎95-0118					
障がい者	特 別 児 童 扶 養 手 当 (国 の 制 度)	療育A・B程度、身体1～3級(4級の一部を含む)程度の障がいをもつ20歳未満の児童を育てている人(施設入所児を除く)(所得制限有)	1級 月額52,400円 2級 月額34,900円	4月・8月・11月の11日	②⑤⑥ ⑦⑨
	障害児福祉手当 (国・県の制度)	20歳未満で精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を要する人(施設入所児を除く)(所得制限有)	A種 月額21,750円 B種 月額16,000円 C種 月額14,850円	県手当分を含む 5月・8月・11月・2月の10日	②⑤⑥ ⑦⑨
	特別障害者手当 (国・県の制度)	20歳以上で精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を要する人(継続して3か月以上入院の人、施設入所者を除く)(所得制限有)	A種 月額34,150円 B種 月額28,350円 C種 月額27,300円		
	在宅重度障害者手当 (県の制度)	身体1・2級の人、療育A判定(IQ35以下)の人、および身体3級かつ療育A判定(IQ50以下)の人(継続して3か月以上入院の人、施設入所者および65歳以上で新たに障がい者となった人を除く)(所得制限有)	1種 月額15,500円 2種 月額 6,750円	4月・8月・12月の25日	②③⑥⑦
	心身障害者扶助料	市内在住で、障害者手帳を初めて交付された時の年齢が65歳未満であって、身体1～6級、療育A～C判定または精神1～3級の人(所得制限、供給制限有)	身体1・2級 療育A 精神1級 月額4,000円 身体3級 療育B 精神2級 月額3,000円 身体4級 月額2,500円 身体5・6級 療育C 精神3級 月額2,000円	9月・3月の末日	①②⑥ ⑦⑨
被爆者	被爆者見舞金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている人(毎年度の6月1日において、知立市に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に記録されている人)	年額10,000円	6月(申請初年度は、支給決定日の属する月の翌月)	①②⑧
障がい者	外国人福祉手当	昭和57年1月1日の時点で満20歳以上であって外国人登録法の規定により登録されていた人で、申請日の時点で市内に1年以上在住し、住民基本台帳に登録されている重度障がい者(公的年金を受給していないこと)	重度障がい者 月額20,000円	9月・3月の末日	①②③ ⑥⑦
高齢者	外国人福祉手当	大正15年4月1日以前に出生し、昭和57年1月1日の時点で外国人登録法の規定により登録されていた人で、申請日の時点で市内に1年以上在住し、住民基本台帳に登録されている人(公的年金を受給していないこと)	月額10,000円	9月・3月の末日	①②③⑥

申請に必要なもの

- ①印鑑 ②預金通帳 ③所得証明書(転入者のみ) ④健康保険証の写し ⑤戸籍謄本
⑥その他の関係書類 ⑦各種障害者手帳 ⑧被爆者健康手帳 ⑨マイナンバーがわかるもの

